

令和4年度第4回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会 長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和5年3月10日(金)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和5年3月20日(月)
○開会 午後1時
○閉会 午後2時55分
(2) 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議題

- (1) 審議事項
イ 宮城県内水面漁場計画(案)について
ロ 公聴会の日程について
ハ 小型機船底びき網漁業(しじみ貝桁漁業)の制限措置(案)について
ニ 宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正について
(2) 協議事項
イ 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和5年度増殖事業計画(案)について
ロ 令和5年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について
(3) 報告事項
共同漁業権の資源管理の状況等の報告について
(4) その他

出席委員

会 長	小野寺 秀 也	委 員	高 橋 計 介
会長代理	千 葉 勝 美	〃	高 橋 清 孝
委 員	菅 原 ^{はじめ} 元	〃	十二村 實
〃	棟 方 有 宗	〃	眞 壁 一 良
〃	大 越 和 加	〃	菅 原 ^{はじめ} 元

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会の概要】

○事務局 高橋総括課長補佐

それでは、ただ今から令和4年度第4回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況につきましては、現時点で9名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、3番菅原元委員につきましては、今こちらに向かっているということで、若干遅れてくるという御連絡を頂戴しておりました。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願いいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○事務局 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして、宮城県水産林政部長谷川副部長から御挨拶申し上げます。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○事務局 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。お手元に配付しております資料には、右上に番号を振っておりますので、御確認の方をお願いします。

資料1といたしまして、審議事項(1)「宮城県内水面漁場計画(案)について」、資料2といたしまして、審議事項(2)「公聴会の日程について」、資料3といたしまして、審議事項(3)「小型機船底びき網漁業(しじみ貝桁漁業)の制限措置(案)について」、資料4といたしまして、審議事項(4)「宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正について」、資料5といたしまして、協議事項(1)「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和5年度増殖事業計画(案)について」、資料6といたしまして、協議事項(2)「令和5年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について」、資料7といたしまして、報告事項「共同漁業権の資源管理の状況等の報告について」、以上7種類の資料となっております。御確認をいただきまして、不足等ありましたら、事務局の方にお声がけいただければと思います。大丈夫でしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。小野寺会長、議事進行よろしく申し上げます。

○小野寺会長

それでは、議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。2番

の千葉会長代理と10番の菅原元(はじめ)委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

議事は、お手元の会議次第により進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

【審 事 事 項 1】

○小野寺会長

はじめに、審議事項(1)「宮城県内水面漁場計画(案)について」を上程します。県から説明願います。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項(1)「宮城県内水面漁場計画(案)について」御説明させていただきます。

議題(1)につきましては、ただいま会長からもお話ございました漁業権の切替えに関する案件でございます。漁業権の切替えにつきましては、県内で第5種共同漁業権23件、第1種共同漁業権5件につきましては、前回1月の委員会におきまして、漁場計画案という形で御協議いただいたところでございます。その後、河川管理者そして施設管理者等との公益上に関する協議を行いまして、また、漁業法の改正によりまして、新たに必要となりました利害関係人からのパブリックコメントも行った上で、次期漁業権の切替えに係る県としての案が固まりましたので、漁業法第67条第2項で準用いたします第64条第4項の規定に基づきまして、今回委員会にお諮りするものでございます。資料に取りまとめてございますが、担当から御説明いたします。

よろしく申し上げます。

○水産業振興課 阿部主事

審議事項(1)「宮城県内水面漁場計画(案)について」御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、こちらが漁業法に基づく内水面委員会宛の諮問文書の写しとなっております。

続きまして、A4横の令和5年漁業権一斉切替えについてという資料を1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。改めてになりますが、漁業権といいますのは、都道府県知事の免許を受けまして、一定の水面において排他的に特定の漁業を営むことのできる権利でございます。内水面では、資料のとおり第5種共同漁業権と第1種共同漁業権が該当いたします。また、第5種共同漁業権は免許された魚種の増殖義務が課せられます。

次に、2ページを御覧ください。現在の県内における免許状況ですが、表にありますとおり第5種共同漁業権が23件、第1種共同漁業権が5件でこちらが今年の8月31日までの免許期間となっております。

次に3ページを御覧ください。内水面漁業権一斉切替えに係るスケジュール表になります。これまでの作業スケジュール及びこれからの予定を記載しております。今回の内水面委員会での諮問は、表の10番にあたりまして、今後は公聴会などを経まして、委員会からの答申を予定しております。

次に4ページを御覧ください。漁場計画を作成するにあたり河川管理者である国土交

通省や林野庁などの関係機関と今回の切替えで要望のあった区域や既存の漁場区域に漁業権を設定するにあたり協議をさせていただきました。その協議の結果、設定に関して支障がないと判断された漁場を今回の漁場計画（案）に反映しております。また、その下にあるパブリックコメントについてですが、前回の委員会で協議させていただきました内水面漁場計画の素案を先月の2月9日から今月の3月9日までの1か月間県のホームページ等で掲示いたしまして意見の聴取を行いました。結果につきましては、意見の提出はありませんでした。

次に5ページを御覧ください。前回の委員会協議時からの変更点といたしまして、花山漁協で拡大要望のあった小田ダムを内共第9号の漁場計画（案）から外しています。理由といたしましては、小田ダムの共同所有者である東北農政局と協議の結果、農政局所管のダムに漁業権を設定する場合には、ダム関係者からの合意形成を行った上で、協定書の締結が必要になるとのことでした。また、農政局所管のダムに設定した事例を伺った際には、調整に数年を要しているとのことでしたので、今回の切替えにはなかなかスケジュール的には厳しいこと、更なる関係者との調整が必要と判断されたため、設定を見送ることといたしました。

続きまして、6ページを御覧ください。令和4年度第1回目の内水面漁場管理委員会で協議させていただいた漁業権一斉切替えに係る取扱方針の内水面に係る部分の一部を抜粋したものになります。主な具体的事項として、それぞれ抜粋させていただきましたので、こちらの方針を踏まえまして、漁場計画（案）を作成させていただきました。

続きまして、7ページを御覧ください。今回協議させていただく宮城県内水面漁場計画（案）の概要を第5種共同漁業権及び第1種共同漁業権の順に記載しております。表は左から漁場計画番号、その隣は参考としまして、現在免許されている漁業権免許者を明記しています。そしてその隣は、対象魚種、漁場区域、備考の順に記載しております。また、漁場計画に変更があった魚種や区域は、太字下線で表記しております。

変更があった箇所の詳細につきましては、11ページ以降に記載しておりますので、11ページを御覧ください。現行の漁場計画との変更点につきましては、前回の内水面委員会で御説明させていただきましたが、改めて説明させていただきたいと思っております。対象魚種では、第5種共同漁業権の内共第3号のウナギ漁業の追加、内共第5号及び6号のカジカ漁業の削除になります。理由につきましては、資料に記載のとおり理由となっております。

次に12ページを御覧ください。漁場区域での変更点について記載しております。第5種共同漁業権の内共第3号で志津川淡水漁協より拡大要望のあった八幡川につきまして、管理者である南三陸町から設定に関して支障ないということで調整いたしまして拡大理由のとおり漁場計画（案）に加えております。

次に13ページを御覧ください。内共第12号で鳴子漁協より要望のあった上大沢ダムへの漁業権拡大につきまして、県土木部から設定に関して支障ないということで調整いたしまして、拡大理由にあるとおり漁場計画（案）に加えさせていただいております。

次に14ページを御覧ください。内共第16号で宮城県漁協仙台支所より要望のあった貞山運河への漁業権の変更につきまして、国土交通省東北地方整備局及び県土木部から設定に関して支障ないということで調整いたしまして、拡大理由のとおり漁場計画（案）に加えております。

次に15ページを御覧ください。内共第19号で広瀬名取川漁協より拡大要望のあった青下川及び豆沢川につきまして、青下第1、第2、第3ダム及び青下用水堰の管理者である仙台市水道局の方と協議し、当該ダムは、利水を目的としているため、立入禁止区域を設けることなどを規則に明記することで調整させていただきました。県土木部につきましては、設定に関して支障ないということでしたので、拡大理由のとおり漁場計画（案）に加えております。

次に16ページを御覧ください。第一種共同漁業権で内共第36号として新設する宮城県漁協仙南支所（亘理）から要望のあった阿武隈川につきまして、国土交通省東北地方整備局から設定に関して支障ないということでした。

また、阿武隈川につきましては、前回の委員会で高橋清孝委員から御指摘ありましたシジミの資源状況につきまして、17ページ以降に資料の方まとめさせていただいております。17ページを御覧ください。阿武隈川河口域は、震災の影響によりまして、汽水域が拡大しまして、令和元年ごろからシジミを採捕している実態を漁協で確認していました。水産資源の維持管理を目的としまして、漁業権設定のため、組合が主体となり、県の研究機関である内水面水産試験場及び仙台地方振興事務所水産漁港部が協力しまして、シジミの資源調査を令和2年及び令和3年に実施させていただきました。内容としましては、水温や塩分などの環境状況調査とシジミの生息状況調査を行いました。今回説明する内容はその調査の一部を抜粋したものになります。

18ページを御覧ください。右下の方にありますシジミの種類のところを御覧いただければと思います。主に阿武隈川で見られるシジミは2種類ありまして、1つがヤマトシジミで汽水域に生息しておりまして食用にされるシジミでございます。もう1つがマシジミという種類で淡水域に生息しており、こちらは食用にされることはあまりないシジミとなっております。今回漁業権対象魚種とされるシジミはヤマトシジミの方になりますので、ヤマトシジミの調査を抜粋した結果を記載しております。調査区域につきましては、図面に記載している阿武隈川河口のSt. 1、亘理大橋上流のSt. 2、その上流に当たりますSt. 3を抜粋して記載しております。調査結果は、グラフにありますとおり、河口部のSt. 1から亘理大橋上流のSt. 2にかけてヤマトシジミの生息が確認されまして、小型のヤマトシジミも多く採捕されました。令和2年の調査では、河口部から阿武隈大橋までの計6か所で生物調査を行いました。St. 3より上流では、ヤマトシジミの生息は確認されず、海水の流入もほとんど見られませんでした。

次に、19ページを御覧ください。調査結果のまとめとしまして、漁業権対象魚種のヤマトシジミの生息域は、阿武隈川河口から亘理大橋上流の限られた区域に生息していることが確認されました。また、2年間の調査によって小型のシジミの生息が確認されることから、再生産活動が行われていることが推察されます。そのため、今回、シジミの十分な資源量及び再生産されることが確認できることからですね、16ページの図面に示させていただいた阿武隈川河口から亘理大橋上流の起点になる箇所までを漁業権区域として設定するものとなります。また、参考資料としまして、令和2年及び令和3年のシジミの調査結果を、審議事項（1）の一番後ろに参考資料として添付させていただきましたので、後ほど、御確認いただければと思います。

続きまして、A4横の資料になるのですが、宮城県内水面漁場計画（案）としまして、これまで説明させていただいた内容をまとめたものがこちらとなっております。また、

この漁場計画（案）になっているものの、後ろに、A3縦の資料で宮城県内水面漁場計画の概略図を添付させていただいておりました。こちら漁場計画と合わせて後ほど御確認いただきたいと思います。

以上で、審議事項（1）「宮城県内水面漁場計画（案）について」説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○小野寺会長

県から説明が終わりましたので、審議に入ります。

これらにつきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○高橋清孝委員

シジミの調査結果も載せていただきまして、こういう科学的な根拠に基づいて申請を受付けるということで、大変いいことかなと思います。こういうふうにしとけばですね、不適切な申請があった場合も、適正に処理できるかなと思いますので、よろしく願いします。

○小野寺会長

他にございますか。

○大越委員

同じシジミに関してなんですけれども、阿武隈川の方は、これから期待されるということで、一方、井土浦周辺については、なかなかおそらくここはシジミをはじめ、二枚貝が生息していたというふうに認識しているのですけれども現況について、少し御説明いただけると大変嬉しいです。

○小野寺会長

井土浦が駄目になった理由、或いはどれほど駄目なのかみたいな話をしていただきたいと思います。

○水産業振興課 阿部主事

井土浦の現状について私の方から説明させていただきます。

こちらの14ページを御覧いただきたいのですが、現状、井土浦は、震災の津波によって堤防が流失したことで、土砂の流入が進みまして、ウナギの生息に適する水深より土砂の堆積によって水深が浅くなってしまったことで、ウナギが現状生息していないとすることで、今回は隣接し、うなぎの生息している貞山運河の方に漁業権の区域を移設しまして、漁業を営んでいきたいということで、県漁協仙台支所より要望がありまして今回、漁場計画（案）の方に加えさせていただいておりました。

○大越委員

御説明ありがとうございます。

そうすると、対象はウナギということで以前の井土浦周辺っていうのは、シジミ等々の、そちらの方については関わっていなかったんですけど。ちょっと確認させてください。

○水産業振興課 阿部主事

第1種共同漁業権のシジミは、10ページを御覧ください。こちらは内共第32号で同じく県漁協仙台支所に免許されておりますが、こちら、第1種共同漁業権の方はそのまま現状維持ということでシジミ及びエサムシの方を貞山運河の方で漁業権を今回設定させていただきたいと考えておりました。

○大越委員

分かりました。確認しました。

○小野寺会長

他に質問がなければ、「宮城県内水面漁場計画（案）について」は、来月に開催する公聴会で関係者から意見を聞いた上で、県へ答申するという段取りになります。

【審議事項 2】

○小野寺会長

続いて、審議事項（2）「公聴会の日程について」を上程いたします。これも事務局から御説明願います。

○事務局 神山技師

審議事項（2）「公聴会の日程について」を説明させていただきます。

漁業法におきまして、先ほど審議させていただいた県が作成した内水面漁場計画（案）に対して、委員会の意見を伺うものとなってございまして、その委員会が意見を述べる際には、公聴会を開催しまして、漁業を営むものでしたり、その他利害関係者などから意見を聞く必要があるということなので今回開催させていただくものになってございます。

最初のページ、公聴会の日程についてというものを御覧ください。先ほど会長からも話ありましたが、公聴会の日程については、来月の2日間を予定してございまして、4月19日と28日、それぞれ仙台と石巻で開催を予定してございます。19日の方が仙台会場ということで、県庁の第一会議室の方で、鳴瀬川水系以南の方を対象にしまして、開催を予定しております。時間は午後1時30分から3時までの1時間30分となっております。また、2日目、4月28日が、石巻会場といたしまして、石巻の合同庁舎の大会議室で開催を予定してございます。時間は同じく午後1時30分から3時までの1時間30分で対象が北上川水系から気仙沼の大川水系までを対象とさせていただいてございます。

続きまして、今後のスケジュールについて説明させていただきます。本日、内水面の漁場管理委員会の方に、漁場計画（案）の諮問をさせていただきまして、公聴会の開催日時を、今月末に県公報へ登載します。その後、4月19日と28日に公聴会を開催し

まして、いただいた意見を元に、仮ではありますが、5月15日に内水面漁場管理委員会で今回の漁場計画(案)についての答申をいただきたいと考えてございます。答申が終わりましたら、漁場計画の方を正式に策定いたしまして、県公報へ5月の末までに掲載しまして、各漁協へ免許申請の受付を開始させていただきます。その後、8月に内水面漁場管理委員会を開催しまして、免許申請に対して審議をさせていただき、答申を経ましたら、8月末までに漁業権免許をさせていただく流れとなっております。

すみません。一つ訂正がございまして、免許の右側に存続期間5年間とあるのですが、こちら10年間の間違いでございます。失礼いたしました。

続きまして、今回の公聴会の開催日時の県公報掲載(案)を説明させていただきます。次のページにありますのが、県公報掲載の案文となっております。こちらが先ほど説明いたしました19日と28日の開催場所と対象範囲を設定させていただいております。また、公述者の範囲としまして、漁業権者、入漁権者、漁業権漁業の経営者、漁業協同組合関係者、その他利害関係者を対象範囲としてございます。また、今回の漁場計画(案)の内容につきましては、内水面漁場管理委員会の事務局、気仙沼、東部及び仙台の各地方振興事務所水産漁港部の4か所に備え付けておくこととなっております。また、その他に公聴会に出席して公述する方につきましては、令和5年4月12日までに委員会に申し出るよう記載してございます。

次の2ページ分が公聴会に関する手続規程ということで、こちら委員会の規程になってございます。

最後に後ろに2枚ほどつけさせていただいておりますが、今回の公聴会に関しまして、委員さんの出欠を確認いただきたく考えております。まず、公聴会の出欠確認及び旅費の関係から会場までの公共交通機関でしたり、出発地や帰着地などを記載させていただくこととなっております。こちら記入していただきましたら、事務局までに提出していただきたいと考えております。メールやファクシミリ、若しくは、今日その場でも構いませんので、こちらの方よろしく申し上げます。2枚目に記載例を載せておりますので、そちらを参考に記入をお願いします。

審議事項(2)「公聴会の日程について」の説明は以上となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○小野寺会長

事務局からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○千葉会長代理

お尋ねしますが、公聴会に参加される方達はどのような方々でしょうか。

○事務局 神山技師

今の質問は公聴会で公述されるような方々ということですか。

○千葉会長代理

はい。

○事務局 神山技師

基本的には免許を予定されている漁協の方でしたり、あとはその他利害関係者といたしまして、例えばですけど、近隣の民間団体でしたり、河川の環境活動している団体ですとかそういった方々が、もし意見あればそういった公述等をしていただく形になっております。

○千葉会長代理
分かりました。

○小野寺会長
その他御質問ございませんでしょうか。
なければ、公聴会については、原案どおりの日程で開催してよろしいでしょうか。

○各委員
異議なし。

○小野寺会長
ということで日程調整等よろしくお願ひします。

【審議事項 3】

○小野寺会長
続いて、審議事項（3）「小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）の制限措置（案）について」を上程いたします。県から説明願ひます。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

審議事項（3）「小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）の制限措置案について」資料3を用いて説明させていただきます。

資料1枚おめくり願ひます。こちらが諮問文書の写しとなっております、宮城県内水面漁場管理委員会会長宛の諮問文書の写しとなっております。

続きまして、2ページを御覧ください。こちらが具体的な制限措置の内容となっております。こちらの内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらは令和3年3月に公示しましたシジミ貝桁漁業の制限措置の内容となっております。海面のいかつり漁業と同じ時期に合わせて公示したため、いかつり漁業についても記載されておりますが、2番目にあります小型機船底びき網漁業にありますように、シジミ貝桁漁業について、中段の表の右から2番目にありますように40隻を上限に公示を行ってございます。こちらにつきましては、昨年7月に開催しました第1回内水面漁場管理委員会におきまして、1隻分の追加公示を行うため、こちらの制限措置の内容について御審議いただいたところではございますが、今回新たに1隻の追加要望があったため、改めて本日御審議いただくものとなっております。

続きまして4ページを御覧願ひます。シジミ貝桁漁業の概要につきましては、北上追

波漁業協同組合が第1種共同漁業権に基づきまして、手搔、ジョレン曳きによって行っておりますが、水産庁の方からジョレン曳きによる漁法が小型機船底びき網漁業に該当するという指摘を受けまして、平成12年から許可制となっております。また、許可にあたりまして、漁協が漁期ごとに取扱方針を定め、漁場管理の適正化と操業秩序の維持のため、資源管理計画書を策定し、県に提出していただきまして、これを遵守するとともに、漁協を共同経営者にすることと定めてございます。続きまして、中段にあります漁獲量と許可隻数になりますが、中段の右の方にグラフがございますのでそちらを御覧ください。棒グラフが漁獲量となっておりますが、平成20年頃までは、年間120から160トン程度水揚げがございましたが、平成21年以降は減少しております。さらに、東日本大震災により地盤沈下に伴う塩分上昇等がございまして、ピーク時の10分の1以下に落ち込んでおりましたが、平成25年以降は増加傾向にありまして、直近の令和4年は53トン程度の水揚げがございました。続いて、折れ線の許可隻数になりますが、許可制導入時の隻数は58隻ございましたが、震災により平成23年度は22隻まで減少しております。その後、操業再開によりまして隻数は徐々に増加し、今年度は39隻となっております。また、種苗放流といたしまして、震災の影響によって減少した資源の回復と維持のため、平成24年度から平成27年度まで合計135トンのシジミ種苗を放流してございます。

続きまして、5ページを御覧ください。今回の公示枠についてですが、第1種共同漁業権35号の操業区域につきまして、こちら令和2年度の公示枠、先ほど御説明したとおり40隻ございましたが、現在39隻許可しております。今回残枠の範囲内で1隻を追加公示するものとなっております。公示枠の設定の根拠ですが、(2)にありますように東日本大震災により船舶を滅失していた組合員1名が、新たに船舶の使用権を取得し、許可の申請を要望しているということで、1隻の追加公示を行うものとなっております。 (3)の有効期間につきましては、こちらが前回許可処分した有効期間の終了時期が令和6年5月31日となっておりますので、この終了時期に合わせて設定したいと考えてございます。その他の条件につきましては、前回の公示の条件と変更はございません。

それでは、2ページの方にお戻り願います。こちらが御審議いただく事案の内容となっております。中段の表が制限措置の内容となっております。こちらの内容につきましては、先ほど説明した内容と同じ記載となっております。また、2にあります許可を申請すべき期間といたしまして、令和5年3月23日から令和5年4月24日までの期間で申請を受付けたいと考えております。

説明については以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○小野寺会長

何か御意見、御質問等ございますか。

なければ、「小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）の制限措置（案）について」は、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員
異議なし。

○小野寺会長
それでは異議なしと認めて、これは、原案どおり差し支えない旨答申することといたします。

【審議事項 4】

○小野寺会長
続きまして、審議事項（4）「宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正について」を上程いたします。事務局から御説明願います。

○事務局 神山技師

審議事項（4）「宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正について」説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。今回審議させていただく内容についてですが、前回の委員会の方で宮城県内水面漁場管理委員会個人情報保護条例施行規程について、元となる法律でしたり、条例の改廃がありましたので、それに合わせて改正を行わせていただきました。ただし、改正を行った後に県の県政情報・文書課の方と調整を重ねていたのですが、元となる法律と条例のほかに施行規程も追加する形が望ましいということで話がありましたので、この形に合わせるために個人情報の保護に関する法律施行令を根拠となる法律のところに追記し、前回の改正を一部改正する形で再度審議を行うものとなっております。2の改正内容についてですが、元となる規定の部分の根拠法令が県の条例一つだったのに対し、前回の審議の際には、法律と新しくなった条例の方を記入させていただいておりました。今回の改正では、そこに法律の施行令を追記するものとなっております。下の方に丸で今回の改正後の本委員会の規定に含まれる内容を記載しておりますが、一番上の法律と3番の施行条例の方が前回改定で追加したものとなっております。2番の枠囲いに今回追加と書いてありますが、追加する法律施行令となっております。3番についてですが、再び公報登載の方手続きを進めまして、3月31日の県公報に登載する予定となっております。

2ページを御覧ください。先ほど説明させていただきましたものの、新旧対照表となっております。右側が現在の現行の規定、真ん中が前回諮問した時の改正の規定、今回はそこに施行令を追加した案文となっております。この形で県公報に登載して改正する流れとなっております。

3ページを御覧ください。今回の改正の県公報登載文の案文を載せております。前回の改正するものを改正する告示ということで発出させていただきます。

最後に4ページを御覧ください。前回説明させていただきました個人情報保護制度の改正の全体像ということで参考として添付させていただいております。

説明の方は以上になります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○小野寺会長

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、審議に入ります。御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

なければ、「宮城県内水面漁場管理委員会に関する規定の一部改正について」は、原案どおり規程を改正することで御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

それでは、原案どおり改正することと決定します。事務局は規程改正の手続きをよろしくお願いします。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

【協 議 事 項 1】

○小野寺会長

次に協議事項に入ります。

協議事項「第5種共同漁業権の免許条件に係る来年度増殖事業計画（案）について」を上程いたします。事務局から説明願います。

○水産業振興課 神山技師

協議事項（1）「第5種共同漁業権の免許条件に係る来年度増殖事業計画（案）について」を説明させていただきます。

こちらの協議内容につきましては、例年行っている増殖計画（案）についての協議でございます。毎年12月から2月にかけて県内全ての内水面漁協に増殖事業に関するヒアリングをさせていただきまして、今年度の実績と来年度の計画を聞き取りしたのとなつてございます。第5種共同漁業というのは、内水面漁業の方でございますが、漁業を営む権利といたしまして、免許されていると同時に漁業権対象魚種について、増殖行為を行うことが漁業法によって義務付けられているところでございます。そのため、本県では漁業権の免許の際に各漁協に対し、県の指示する増殖事業を実施することを条件として付しているところでございます。本協議につきましては、この県の指示する来年度の増殖事業計画（案）について、委員の皆様のお意見を伺うものとなっております。

表紙を1枚めくりまして、1ページ目以降、A3資料で各漁協の今年度の増殖実績と来年度の増殖計画をまとめた総括表となつてございまして、今回はこの総括表を用いて説明させていただきます。

まず、こちらの総括表について説明させていただきます。各漁協の増殖事業の今年度の実績と来年度の計画を記載してございまして、真ん中に令和4年の計画と実績と達成率、令和5年の対前年計画比と計画の数量を記載させていただいております。また、右

側にその補足説明ということでいくつかコメントを入れさせていただいております。最後に一番右側に来年度計画に対する県の意見ということでこちらの方に県の指示する増殖事業の内容を記載させていただいております。

県北部の方から順に漁協ごとで説明させていただきます。

1番目の気仙沼大川漁協につきましては、アユ、イワナ、ヤマメ、ウグイ、コイが免許されておりまして、このうちアユ、イワナ、ヤマメ、ウグイの増殖行為を行っております。アユにつきましては、種苗放流を行っておりまして、今年度は計画どおり放流を実施したということでした。また、イワナ、ヤマメにつきましては、通常の計画どおりの放流に加えまして、豊かな海づくり大会のリレー放流がありましたので、その分が上乘せされまして計画より多い数量の放流を実施したという結果になってございます。アユ、イワナ、ヤマメの来年度の放流計画につきましては、今年度の計画と同量の数量となっております。また、汲み上げ放流を毎年行っておりますが、今年度につきましては、十分な水量があり、問題なく遡上していたので未実施、来年度につきましては、水量の方を見て実施するということでした。

続きまして、本吉町淡水漁協について説明させていただきます。こちらの漁協では、アユ、イワナ、ヤマメ、ウグイ、フナ、コイが免許されておりまして、今年度はアユ、イワナ、ヤマメについて種苗放流を行っております。アユにつきましては、おおむね計画どおり実施できたということで、イワナにつきましても同様に計画どおりとなっております。また、ヤマメにつきましては、需要が高かったこともあり、計画より多い水量の放流を実施したということでした。来年度の計画数量としましては、アユは計画どおり、イワナとヤマメはそれぞれ合わせて、今年度の実績と同量の数量で計画してございます。また、堰堤での汲み上げ放流につきましては、計画どおり実施したということで来年度も実施する予定となっております。こちらにつきましては、汲み上げ放流と並行して簡易魚道の試験設置等を行っておりまして、将来的には魚道を設置したいという要望が上がっております。

続きまして、志津川淡水漁協について説明させていただきます。志津川淡水漁協では、アユ、ヤマメ、ウナギ、イワナ、カジカ、オイカワが免許されてございます。こちらの漁協では、アユとヤマメの種苗放流を行っていきまして、今年度につきましては、アユの方を計画より多く放流できたということでした。アユにつきましては、天然種苗と人工種苗の両方を放流しておりまして、こちらの漁協は、八幡川と水尻川で免許されてございますが、そちらの河川の災害復旧工事がほぼ終わったこともありまして、放流場所を増やして放流量も増やしたということでもございました。来年度は今年度の実績と同量の放流を予定しているところでございます。また、ウナギにつきましては、先ほど説明させていただきましたとおり河川の復旧工事がほぼ終わったということでしたので、来年度から放流を計画しているということでした。

続きまして、迫川漁協について説明させていただきます。迫川漁協では、アユ、イワナ、ニジマス、ウグイ、ヤマメ、カジカ、コイが免許されておりまして、アユ、イワナ、ニジマスについて放流を実施しているところでございます。今年度につきましては、計画より少し少ない数量となっております。こちらにつきましては、遊漁者が減少していることによる収入減のため、放流量を減らしたということでした。ニジマスにつきましては、イベントに合わせた放流を実施しておりまして、こちらは計画どおり放流

を行ってございます。来年度の計画につきましては、今年度の計画と同量を予定しているところがございます。また、ウグイにつきましては、産卵場造成を計画しておりましたが、ここ数年あまり効果が見られないということから、現在別の増殖事業を検討するというので来年度につきましては、計画はなしということで聞き取りさせていただいております。

続きまして、2ページ目をお願いします。2ページ目、一番上の花山漁協から説明させていただきます。花山漁協では、イワナ、ワカサギ、ウグイ、ヤマメ、フナ、ニジマス、コイについて免許されてございます。イワナとワカサギについて放流を実施しております。イワナにつきましては、ワカサギの需要が高いことを考慮しまして、放流量を少し減らした数量となっております。また、ワカサギにつきましては、発眼卵と種苗放流の両方を計画しているところでしたが、発眼卵の方が種苗供給元で種卵が不足していたことから、確保できず未実施となっております。その代わりに、種苗放流の方につきましては、計画より多い数量の放流を実施できたということでした。来年度の計画につきましては、イワナとワカサギの発眼卵放流は、今年度の計画どおりとしておりますが、ワカサギの種苗放流につきましては、今年度の計画の倍の1,000kgを予定しているところがございます。また、人工ふ化事業といたしまして、産卵親魚を捕獲して人工ふ化器の方でふ化させるという事業を行っておりますが、今年度につきましては産卵親魚の捕獲がうまくいかなかったということで未実施となっております。来年度は、他から購入した産卵親魚も併せて試験的に運用していく予定だということでした。

続きまして、伊豆沼漁協になります。伊豆沼漁協では、ウナギ、ワカサギ、フナ、エビ、コイが免許されておりまして、ウナギの種苗放流を行っております。今年度につきましては、おおむね計画どおりの放流を実施したということでした。また、来年度の計画につきましても同量を予定しておりますが、組合の経営状況も勘案し、放流数量を調整するということでした。

続きまして、長沼漁協です。長沼漁協では、ウナギ、コイ、フナ、ワカサギ、エビが免許されております。ウナギの種苗放流を行っておりまして、今年度実績の方が計画より多い数量でございましたが、こちらにつきましては、種苗のサイズの方が小さかったので、結果的に多くなったということでした。来年度の計画については、今年度の計画と同量を予定しているところがございます。

続きまして、鳴子漁協です。鳴子漁協では、イワナ、ヤマメ、ニジマス、フナ、アユ、ワカサギ、ウグイ、カジカ、コイが免許されてございます。イワナにつきましては、種苗放流と発眼卵放流を行っておりまして、種苗放流につきましては、ヤマメが不足していたことから、代わりにイワナの放流数量を増やしたということで計画より多い数量となっております。また、反対にヤマメの方は、種苗の成長が悪かったので計画より少ない数量の放流となっております。ニジマスにつきましては、計画どおりの放流を行ったほか、特別遊漁期間もございますので、遊漁者の増加に合わせて計画より多い数量の放流を実施したということでした。発眼卵放流につきましては、イワナとヤマメは計画どおり実施しましたが、ニジマスにつきましては、確保できなかったため未実施となっております。また、フナの方を下流から、支流やダムに汲み上げ放流を行っておりまして、今年度は計画どおり実施したということでした。これら魚種につきましては、来年度も同量の計画で予定しているということでした。

続きまして、3ページをお願いいたします。3ページの江合川漁協の方から説明させていただきます。江合川漁協では、アユ、ヤマメ、イワナ、ウグイ、ニジマス、フナ、カジカ、オイカワ、ウナギが免許されてございまして、アユ、ヤマメ、イワナ、ウグイの増殖行為を行ってございます。アユとヤマメにつきましては、計画どおりの放流を実施しましたが、イワナの種苗放流につきましては、原種保存の観点から未実施。また、ヤマメの発眼卵放流につきましては、実施を検討しましたがいろいろ都合が合わず、未実施ということでした。また、ウグイの産卵場造成につきましては、計画していたものの河川環境でしたり、天候が合わず未実施ということで、こちらも効果あまり見られないということで、今後は必要に応じて計画するか判断するということでした。江合川漁協につきましては、毎年6月の通常総会の際に、遊漁者も合わせた会議を開きまして、その会議の話し合いの中で正式な計画を決定するということなので、計画の方が未定となっております。ヒアリングの際にお聞きしたところ、おおむね今年度の計画と同量を予定しているということでしたが、正式なものにつきましては、来年度の委員会の方で報告させていただくこととなっております。

続きまして、北上川漁協です。北上川漁協につきましては、アユ、ヤマメ、フナ、イワナ、ウグイ、オイカワ、カジカ、ウナギ、ニジマス、コイが免許されてございます。アユにつきましては、自河川の種苗を堰堤の下で汲み上げて放流してございまして、今年度は渇水でしたり、あとはカワウの影響から採捕量が少なくなりまして、計画より少ない数量となったということでした。また、この目標量につきましては、他河川の漁協への供給も含めた数字となっております。ヤマメにつきましては、おおむね計画どおり放流を実施したということで、今年度は天然種苗と人工種苗を合わせて放流したということでした。来年度は同量を計画しているとのことでした。

続きまして、北上追波漁協について説明させていただきます。免許されている魚種は、北上川漁協との共有免許ですので先ほどと一緒にございまして、こちらの方ではヤマメを放流してございます。ヤマメの放流実績につきましては、種苗の成長具合の関係になりまして、計画より少ない数量の実績となっております。来年度は今年度の実績と合わせた数量となっております。

続きまして、4ページをお願いします。鳴瀬吉田川漁協から説明させていただきます。鳴瀬吉田川漁協では、アユ、イワナ、ヤマメ、ニジマス、ワカサギ、ウグイ、オイカワの増殖行為を行っておりまして、アユにつきましては、例年どおり放流を実施したということでした。また、産卵場造成につきましては、ウグイやオイカワと同様に行っていましたが、大雨による河川環境の変化でしたり、カワウの食害等により効果があまり見込めないということから、未実施となっております。別の増殖事業も含めて来年度の実施を検討しているということでした。来年度は計画するというので、聞き取りしております。また、イワナ、ヤマメにつきましては、漁協の方で放流の計画は0となっておりましたが、溪流釣りの需要が高いということでしたので放流を実施したということでした。来年度の計画は0となっておりますが、今年度のように需要があること、あとは経営状況の方を判断して放流を検討していくということでした。また、下にありますが、アユ、イワナ、ヤマメにつきましては、市町の方からの協力放流がございまして、こちらについては、今年度の当初に想定されていたより多い数量の放流を行っていただいたということでした。ニジマスにつきましては、おおむね計画どおりワカサギに

つきましてもおおむね計画どおり放流を実施したということで来年度の計画は、今年度の実績と合わせた数量となっております。

続きまして、宮城県漁協仙台支所についてです。宮城県漁協仙台支所では、ウナギが免許されてございまして、今年度は放流を実施できなかったということで0となっております。来年度につきましては、今年度と同様の数量を予定しておりまして、先ほど審議の際にもありましたが、井土浦から貞山堀に漁業権区域を設定することが認められれば積極的に放流を実施したいと伺っております。

続きまして、広瀬名取川漁協になります。こちらでは、アユ、イワナ、ヤマメ、フナ、ワカサギ、ウグイの増殖行為を行っております。アユにつきましては、昨年度海産種苗の放流を行っていましたが、今年度はその種苗が確保できなかったため、計画より少ない数量の放流を実施しております。また、アユの価格高騰が既に養魚場の方から伝えられているようですので、来年度の計画は今年度の実績と同じ数量を計画しております。イワナとヤマメにつきましては、種苗放流を計画どおり実施してございまして、来年度も同量で予定しているところでございます。また、ヤマメにつきましては、発眼卵放流を行っていましたが、資源状態が良好であるため、未実施となっております。今後の状況に応じて検討していくということでした。フナにつきましては、おおむね計画どおり実施したということで価格高騰がありますので来年度は少し少ない数量で計画しているということでした。ワカサギにつきましては、種苗供給元の種卵不足により未実施となっております。こちらは、購入先の不漁が数年間続いておりまして、種卵確保の見通しが立たないため、新たな種卵購入先の確保を含めて検討中ということでした。ウグイにつきましては、産卵場造成を実施しておりまして、組合員が個人で実施しているということでした。

続きまして、5ページをお願いします。蔵王非出資漁協から説明させていただきます。蔵王非出資漁協では、イワナの増殖行為を行っておりまして、種苗放流、発眼卵放流、産卵場造成を行っております。こちらにつきましては、すべて計画どおり実施したということで、来年度も同様に計画しているということでした。

続きまして、白石川漁協になります。白石川漁協では、アユ、イワナ、ヤマメ、ワカサギの増殖行為を行っておりまして、アユにつきましては、種苗が小型であったため、少し少ない数量の放流となっておりますが、おおむね計画どおりの放流を実施しております。イワナ、ヤマメにつきまして、イワナはおおむね計画どおりの放流。ヤマメにつきましては、計画より多い数量の放流を実施しております。また、ワカサギにつきましても、発眼卵の放流を計画どおり実施したということでした。来年度の計画については、今年度の実績と同じ数量を予定してございまして、ワカサギについては、来年度は少し少ない数量で放流を予定しているということでした。

最後に、一番下の宮城県阿武隈川漁協について説明させていただきます。こちらの漁協では、アユ、ヤマメ、ニジマスの増殖行為を行っていましたが、台風19号の災害復旧工事がしばらく続いてございまして、新型コロナウイルスの影響等もございまして、復旧工事の方が今年度中に終わる予定だったのですが、その工事の方が来年度末までかかるということで、放流場所でしたり、あとは遊漁の場所がなかなか確保できないということで未実施となっております。ただ、工事の進捗状態によっては、入漁できる場所もあるかもしれないということでしたので、工事の状況を見て放流を検討するという

ことでした。

以上が各漁協の増殖事業実績と来年度の増殖計画となっております。こちらの詳細なデータの方は、後ろにクリップで留めております参考資料といたしまして、組合個別調査票というものがございますが、そちらに記載されてございます。こちらは参考として後で御確認していただければと思います。

説明については以上となります。

○小野寺会長

事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問等ございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。

○千葉会長代理

私の方から質問というよりは、現在の実態の方でお話させていただきたいと思っておりますけれども、実はですね、私共も増殖計画の中で、ウグイの産卵場造成関係について今まで取り組んで参りましたけれども、近年ですね、カワウの関係で増殖の造成場を作って、ウグイが入り込みますのでね、カワウは人がいるうちは、入ってこないんですが人がいなくなると、カワウがすぐ飛んできて、ウグイそのものが寄りつかなくなるといような実態であります。それとウグイ関係のみならず、イワナ関係についても、放流をしますと、人の影がいなくなるのを見てですね、見えているかわかりませんが、カワウ対策が他の地域で対策しているか分かりませんが、私はそういう実態が現在続いておりますので、なかなか造成するにしても着手できないのが実状です。

ということで実態の報告になりますけれども、そういう状況であります。

以上です。

○小野寺会長

産卵場造成して魚が集まってきたところを狙っているわけですね。

○眞壁委員

シートを張った方がいいのではないですか。農業用の網が細かいシート。あれを浮かばして、その下に潜るから、そうするとカワウは来ないと思います。うちの組合ではアユをそのようにしています。

○千葉会長代理

ありがとうございます。

○小野寺会長

水面にシートを浮かばせる。

○眞壁委員

竹で浮きを付けて。その下に魚が入るから。

○千葉会長代理

そうですか。ありがとうございます。

○小野寺会長

他に御質問、御意見ございますか。

よろしいですか。

○高橋（清）委員

ヤマメなんですけれども。直接ヤマメではないんですがサクラマスがですね、サケが減少してる中で逆に沿岸に来遊する、川に帰ってくる、サクラマスがかなり増えてる傾向があるんですよ。今後は、サケが減る中、ますます重要になってくる可能性あるんですよ。

ですから、これは少し保護してですね、資源を安定させる、増やしていくという方向も内水面漁業でも必要なんじゃないかなと思っています。一番重要なのは、春に川に上ってくるわけなんですよ。サクラマス。夏場は淵、湧水のあるところで越夏するんです。そういう淵の確保っていうのが一番重要なんですよ。越夏する場所ですね。そういうところを保全或いは増やしていくっていうのが、非常に重要なんです。なかなかそういうところも少なくなってきたっていうのが実態ですよ。鳴瀬とかにはかなりあるんじゃないかなと思うんですけども。

そういったことを意識して増殖っていうのを考えていったほうがいいのかと常々思っております。

○小野寺会長

ヤマメとサクラマスと同じ漁業権魚種としている組合がどこかありましたね。何かそういう組合の方でサクラマスを漁業権魚種として増殖もという動きはどのくらいあるんですか。

○水産業振興課 神山技師

サクラマスの方を遊漁対象として活用している漁協としましては、主には北上川漁協さんと北上追波漁協さんの方がございまして、こちらの方がですね、今ちょうどこの時期から、4月中から5月ぐらいまでのサクラマスの遊漁の方がメインになってございます。サクラマスはヤマメとしては放流してはいるんですけども、その放流でしたり、あと天然の方の種苗が下ったものが、毎年のように帰ってきてそれを釣り人が遊漁として取っているような状況になってございます。

他の漁協さんでもサクラマスを遊漁対象として見ていないかというところそういうわけではないんですけども、いかんせん、数が少ないものですから、大規模にメインとして狙っているのはその2漁協かなという感じでございます。

○菅原元（はしめ）委員

先生方に聞きたいんですけど、うちの川で今年、気づいたんですけど、サクラマスかなと思って毛針の連中が、50センチぐらいの魚狙ってかけたんですよ。5、6人が川

の中に入って寄ってたかってやっとなら捕まえたら、何とニジマスだったと。ものすごい体格のいい。そしたら釣り人はそのまま川に放流したんですよね。今でも川にいますけど、もう1匹それと同じぐらいかちょっと小さいやつが川にいるということを釣り人から言われてですね。ずっと見てたんですが2匹は確かにいるのは、私、目で見て、確認はしていますが、なぜそういうものを、今、川に、去年全然そういう傾向もないし、うちの子が小さいもんですからほとんどアユ始まって、ずっと終わりになりますと、転がして全部やりますので。もしいけば、サクラマス同様、針にかかることがあるんですね。こんな魚取れたってという報告があるんですが、今まで1個もなかったのに、なぜ今年の春に、今時期に見えるのか教えてもらえたら、それが害になるのか。どういうふうな形でまた、捕ってしまった方がいいのか、そのまま釣り対象に置いといた方がいいのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思ってます。

○高橋（清）委員

ニジマスはですね、やはり外来魚としてかなり危険視されています。北海道なんかでもかなりですね、それを排除していかなければならないというような、そういう方向ですね。今言われたようにアユなんか大量に食べますので。そういうところでは、速やかに駆除したほうがいいんじゃないかと思います。

○菅原元（はしめ）委員

分かりました。明日捕ってきます。

○小野寺会長

他に御質問ございませんか。

よろしいですか。

それでは「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和5年度増殖事業計画（案）について」は以上とします。

【協議事項 2】

○小野寺会長

次、また協議事項ですが、「令和5年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について」これも事務局からお願いします。

○事務局 神山技師

協議事項（2）「令和5年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について」でございますが、資料1ページめくっていただきまして、1枚紙の来年度宮城県内水面漁場管理委員会開催計画（案）についてを御覧ください。

委員会の方がですね、例年4回の開催となってございますが、来年度は漁業権の切替えに関して議題がございますので少し時期でしたりとか、そちらの方が変わっているような形になってございます。

まず、一番上の方は、審議事項の方でも説明させていただきましたが、公聴会を2日間ほど開催させていただきます。

その後、5月の中旬、例年ですと7月の中旬に委員会を開催しているんですが、こちらに合わせるためにですね、5月の中旬の方に、公聴会も含めた結果を踏まえまして、内水面漁場計画（案）について答申をいただく形になってございます。

また、次が8月の中旬になってございまして、こちらの方で漁協さんからの申請の対応でしたりとか、あとは申請に合わせて、遊漁規則の方が上がってきますのでそちらの認可について審議させていただくことになってございます。他の議題につきましては例年どおりの議題となっております。

また、10月にはシラスウナギの採捕の方が、知事許可になりますので、そちらの制限措置の諮問。

あとは、2月の方に令和6年の5月末にシジミ貝桁網漁業、今回、審議事項にも上がりましたが、そちらの許可の方が切れますので、2月の中旬に現在許可されている39隻の方の制限措置、今回で40隻になるんですけども、そちらの方の制限措置を再び諮問させていただくことになってございます。他の議題につきましては、例年どおりとなっておりますが、開催月が少し変化している部分もございまして、それぞれ近くなりましたら、事務局の方から連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上になります。

○小野寺会長

委員会の開催計画について御質問ありますか。
どうぞ。

○千葉会長代理

10月の下旬のコイヘルペスの関係なんですが、今まさにコロナの関係については、大分制限が緩和されてきておりますけれども。コイヘルペス関係についても国の病原対策ですから、我々どうのこうのではありませんけれども、新たないい方面のですね、何か新しい方法というか、緩和されるようなことを提案しておきたいというふうに思っております。

以上です。

○小野寺会長

なかなかどうしたらいいのか。難しい問題ですね。

○千葉会長代理

国の関係ですからね。法律なんかもあるでしょうし。

○小野寺会長

希望そのものはあるということですね。

○千葉会長代理

はい。

○小野寺会長

「令和5年度内水面漁場管理委員会の開催計画について」は、これまでとします。

— — — — 協 議 事 項 終 了 — — — —

【報 告 事 項】

○小野寺会長

次に報告事項ですが、「共同漁業権の資源管理の状況等の報告について」をお願いします。

○水産業振興課 神山技師

報告事項の「共同漁業権の資源管理状況の報告について」ということで、資料1ページを御覧ください。

こちらの報告についてですが、新しくなった漁業法におきまして、漁業権免許されている者は、資源管理の状況等について都道府県知事への報告義務が新たに定められています。こちらの報告の方は、都道府県知事が定める方法によって、年1回以上、知事の定める日までに行うものとされてございます。また、こちらの報告でございしますが、この報告を知事が受けた際には、この報告の中身に関する意見を付して、海区漁業調整委員会とありますが今回内水面なので、内水面漁場管理委員会の方に、年1回以上報告するものとなってございます。内水面につきましては、第5種共同漁業権と第1種共同漁業権の方が免許されてございますので、そちらの2種類の報告になります。丸の二つ目についてですが、先ほど説明しました第5種共同漁業権の方でございしますが、こちらは増殖計画の協議の際にも説明させていただきましたが、漁業権対象魚種の増殖を行うことが義務づけられておりまして、こちらの増殖事業の実績でしたりとか、あとは計画の方を毎年12月から1月ぐらいに増殖事業の実績報告書とあとは計画について県の方に提出していただきまして、その内容について漁協さんにヒアリングを行って、今回報告させていただいているものになってございます。こちらの増殖事業の実績報告書の中身がこの資源管理の状況等の報告の事項と共通している部分でございますので、こちらの報告書の提出をもって、資源管理の状況等の報告としています。また、第1種共同漁業につきましても、第5種と同様に事業実績報告書の項目とほとんど重複しているため、第5種と合わせて増殖事業実績報告書をもって資源管理の状況等の報告とさせていただいております。

報告事項につきましては下に記載しています。6つとなってございます。また、報告の対象となる期間につきましては、増殖事業の実績報告書が、4月から翌年3月までの実績を報告してございますので、その対象期間に合わせているものになってございます。

2ページ目になりますが、こちらの報告を県に提出していただいた際に、県の方で、漁業権を適切に活用しているかどうかということで、こちら報告を元に漁業権が使われているかどうかをチェックするチェックシートというものになってございます。今回は、こちらの報告をいただいた事項の中身を見ながらこちらのチェックシートをつけさせ

ていただきまして、漁業権が適切に使われているかどうか、問題がないか、問題があれば指導でしたり、あとは勧告でしたりということになりますので、こちらのチェックシートを用いて判断しまして、その判断内容を委員会へ報告する報告に関する都道府県知事の意見として報告させていただくことになってございます。

3 ページ目を御覧ください。これまで説明させていただきました資源管理の状況等の報告の令和4年度分の概要を説明させていただきます。報告対象につきましては、最初の漁場計画(案)の審議でも説明がありましたが、第5種共同漁業権が計23件、第1種共同漁業権が計5件ございまして、こちらが報告対象となっております。2番目の資源管理の状況等の報告に対する確認結果としまして、次の(1)、(2)、(3)を元に判断させていただいております。(1)が資源管理の状況等の報告を行っているかどうかということございまして、こちらにつきましては、すべての漁業権者より報告が提出されました。(2)の資源管理の状況につきましては、漁業権対象魚種の増殖行為でしたりとか、あとは漁具の制限でしたりとかそういったものが対象となっております。増殖行為につきましては、先ほど協議させていただいた内容によって判断しまして、また、行使規則でしたり、遊漁規則によって漁具漁法の制限でしたりとか、あとは産卵場保護のための禁止区域の設定でしたりとか、そういったものがありましたので資源管理の取組みが行われていたと判断しました。4ページ目になりますが、(3)の漁場の活用状況でございますが、こちらは漁業権が設定されている漁場につきまして、きちんと活用されているかどうかというものになってございまして、震災による環境変化でしたりとか、災害復旧工事等でやむを得ず使用できない漁場を除けば、すべての漁業権者が操業可能な期間の相当程度を利用していたという判断になってございます。2件ほどですね、行使状況がほとんどない漁業権ございましたが、こちらにつきましては、環境変化による対象魚種の著しい減少でしたりとか、あとは物理的に入漁ができないというような制限によるものでしたので、やむを得ない理由でありますということで判断されました。こちらの2件の方、具体的に申し上げますと、下にありますが、宮城県漁協仙台支所さん井土浦の方免許されてございますが、井土浦の方が震災による環境変化で、ウナギの方の生息ほとんど見られなくなったということです。あとは、伊豆沼漁協さんの第1種の方でございますが、ハスの繁茂によって、他の植物の方の生育が阻害されたりですとか、あとは、ハスの過剰な繁茂によって船がそもそも物理的に出せないというような状況ございましてこちらの方やむを得ないという判断をさせていただきます。最後に(4)の評価の結果ということでございますが、今回、第5種の23件と第1種の5件を合わせた28件が問題なしと判断されました。28件の内、有効に活用されていないと判断されたのが3件ございまして、先ほど説明しましたとおりやむを得ない事情がございまして、合理的な理由であることから問題なしとさせていただいております。

5ページと6ページが、それぞれの漁業権番号ごとに確認を行った結果となっております。すべて問題なしという判断でございまして、一部はやむを得ない事情があったということで、問題なしと判断させていただいております。

7ページと8ページは、今回の報告に係る関係法令となっております。こちらは参考でございますので、後ほど確認していただければと思います。

報告については以上となります。

○小野寺会長

はい、ありがとうございます。
これは、今年初めての報告ですね。

○水産業振興課 神山技師

そうですね。

○小野寺会長

はい。どうぞ。

○高橋（計）委員

ありがとうございます。

その二つ前の協議資料にある、後ろの方のページについているページが各漁協さんから県の方に提出をされてそれを評価したところ、これだということというお話ですよ。こちらの方を委員会には報告をするというふうに法律が変わったということなんですか。

協議事項の一番最後の方についている資料がこれが報告として上がってきてるものなんですね。以前はこれを何か委員会で見てたと思うんですけど。こうじゃなくて今の最後の形になると今後は逆に最後の形とかでしか委員会とかに出てこないとかというようなことになるんでしょうか。その法律の改正によって。

○水産業振興課 神山技師

今回のこの報告の中身についてなんすけども、漁協さんから報告いただいた内容につきましては、資料5の後ろにつけているものが内容になってございまして、こちらの報告を受けて、県の方が委員会に報告する際に、それがちゃんと適切に活用されているかどうか等の意見をちゃんと付してくださいねということで説明がございましたので、今回の報告資料の中では、この報告を受けまして、漁業権が適切に活用されているかどうかの判断を県でしたところ、こういう結果でしたということで、意見を付して報告させていただいているというような形になってございます。

○高橋（計）委員

ありがとうございます。

○小野寺会長

他に御意見ございますか。
なければ、共同漁業権の資源管理の状況等の報告については、これまでとします。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

○小野寺会長

では次はその他になります。皆さんから何か。

○小野寺会長

はい。どうぞ。

○高橋（清）委員

私は大崎市の鹿島台でため池の魚を守るっていうそういう活動を30年ぐらい続けております。

パンフレットですね、お配りしておりますが、このため池をいつまでもというのをま
ず見ていただきたいんですが。

あのため池というのは、堤防で気づかない小さなダムなものですから、外来種とか入
って来れないんですね。ですから、隔離された環境で、いろんな絶滅危惧種がたくさん
住んでいます。ここにある魚とか昆虫類とか、こういうのはほとんど絶滅危惧種ですが、
こういうのが同時にいっぱい住んでいるんですね。非常に貴重です。左下にコラムもあ
りますが、ため池全国にね、15万個もあるんですよ。宮城県には5千個以上あるとい
うことで、こういうため池を活用していくと非常にですね、生物多様性というのを保全
していくことができるこの取組みですね、漁業にもかなり関係しております。裏のペー
ジ見ていただきたいんですが。この中段にブラックバスを退治して豊かな自然を取り戻
そうというのがありますよね。その下に地図みたいな左下の方ですけども、黒マルの
Bというのがですね、これブラックバスが棲んでいるため池なんですね。これ2001
年の状況ですけども。ほとんど里山のため池がブラックバスに占領されてしまったん
です。S、Zとシナイモツゴとゼニタナゴがいるため池だったんですがこれは全滅する
ということで、毎年2、3個ずつ池干しをして、バス退治したんですね。13年後の姿
が右から2番目のとこですね。里山のため池からバスがいなくなってシナイモツゴとゼ
ニタナゴの池を増やした。川にもバスがいなくなったんですね。流れにバス弱いもんで
すから、ため池から稚魚が流れてこない川でも消滅すると。さらに、この一番右側な
んですが、ここではね、これまで見られなかったウナギがたくさん見られるようになり
ました。かなり大きなウナギですね。こんなふうにウナギ増やすためにものすごくお金
使ってやっていますけれども、バスを退治するということですね、非常にウナギまで増
えてくるということです。

ところが一方ですね、バスを退治するとザリガニが増えるという非常に大きな問題が
あります。別のパンフレットを見ていただきたいんですが。ザリガニですね、ペットと
して飼われていて、かわいらしいという人が多いんですけど、非常に悪者です。これ水
草をまず食べるんですよ。これ繁殖するとですね、1年から3年ぐらいで水草が全部食
べられてしまう。そのあと貝類が食べられて、そうするとですね、タナゴ類とか或いは
水生昆虫なんか繁殖できなくなってもう砂漠状態になるんですね。水生昆虫とか保全し
ている人は、ため池のバス退治しないでくれとか、そういう人がかなり多いんですよ。
ですから、バスを退治するためにこのザリガニを必ず退治しなきゃいけないですね。こ
のザリガニをどうやって捕るかということで、いろいろやってきました。

それまでザリガニの捕る餌としては、スルメとか煮干だったんですけども。私もいろ

いろやったらドックフードが一番いいということが分かりまして。ドックフードを使ってですね、このチラシのですね、アメリカザリガニを簡単に大量捕獲できるようになりましたっていうのがありますけれども、その左上にですね。こういう、捕獲装置ですね、カゴなんですけど、特殊なカゴを開発しました。これで中にドックフード入れてやるんですが、こういう捕獲装置を使うと、1回に100匹から200匹捕れます。ものすごい量が1回で捕れまして、1週間つけといて取り上げるんですが、それ1回で大体そこに生息するものの50%ぐらい、大きい個体ですけどね。そういう大きい個体は、50%が取れる。だから1ヶ月ぐらいすると、4回ぐらい獲るとですね、ほとんど大きいのは獲ってしまいます。この下の方で3.5ヘクタールの大きなため池で30基これを入れて捕獲した場合ですが、棒グラフがありますけれども③、④とありますが、③は1年目、④は2年目です。こんなふうにとんどん減っていくということで、2年目には、小さいのも含めてですね。5分の1か10分の1ぐらいまでに減らすことができる。

右下の方にありますけどもいろんなものが増えてきます。貝もこれまで食べられたのが食べられなくなってたくさん増えて、タナゴ類もいっぱい増えてきたりですね、あと水生昆虫もですね、トンボ類などもたくさん見られるようになります。こういうことで、ザリガニを捕ることもできるようになったので一緒にやればですね、バス退治もできるということで、こういうことを、この全国15万個のため池でやっていこうということで今、いろんなところでお話しております。

このザリガニ捕るのを我々連続捕獲装置と呼んでいますけれども、これも全国で使われ始めております。漁具なので特別採捕とかそういう許可は必要で毎年、県知事から許可をいただいております。

以上、紹介します。

○小野寺会長

県から何かございませんか。

○事務局 高橋総括課長補佐

それでは事務局から2点程御連絡させていただきます。

1点目は、来月に開催させていただきます公聴会の日程です。先ほど審議いただきましたが、来月の4月19日水曜日午後1時30分から仙台会場で、合わせて28日金曜日午後1時30分から石巻会場での開催となります。開催時刻等につきましては、本日の資料を改めて御確認いただければと思います。また、先ほど説明の中でも触れましたが、出欠確認表を4月10日の月曜日までに事務局に提出いただきたいと思います。

また、次回の内水面漁場管理委員会の開催日程なんですが、今回は5月15日月曜日を予定しております。詳しい日時等は、確定次第御連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○小野寺会長

それでは本日予定しておりました議題は以上です。

○事務局 高橋総括課長補佐

小野寺会長ありがとうございました。

以上をもちまして令和4度第4回内水面漁場管理委員会の一切を終了いたします。

皆様ありがとうございました。

— — — — 委 員 会 終 了 — — — —

《議決（決定）事項》

議題

(1) 審議事項

- イ 宮城県内水面漁場計画（案）について
- ロ 公聴会の日程について
- ハ 小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）の制限措置（案）について
- ニ 宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正について

(2) 協議事項

- イ 第5種共同漁業権の免許条件に係る来年度増殖事業計画（案）について
- ロ 来年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について

(3) 報告事項

共同漁業権の資源管理の状況等の報告について

(4) その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

ニ野寺秀也

署名委員

イ 藤 晴夫
ロ 菅原 亮

署名委員

書 記

清尾上 玉留孔

